

## 屋外広告物の景観誘導推進について

### 1. 趣旨

新宿区の景観形成において、屋外広告物は重要な要素である。しかし、新宿区独自の取組みは、新宿御苑周辺の制限など限定的であり、屋外広告物の景観誘導が必要となっている。そこで、新宿区は、平成24年度から「屋外広告物の景観誘導推進」の取組みを開始し、学識経験者、区民、関係団体の代表者などとともに検討を行ってきた。この検討を基に、屋外広告物の景観誘導について「新宿区景観まちづくり計画」に定める。

また、建築物と同様に景観事前協議で屋外広告物の景観誘導を行うため、景観まちづくり条例を改正する。景観事前協議が円滑に行われるように景観まちづくり計画及び屋外広告物に関する景観形成ガイドラインを活用する。

### 2. 経緯

平成24年度

「屋外広告物の景観を考える区民ワークショップ」を4回開催し、屋外広告物の景観誘導に関する方向性などについて、区民と意見交換を行った。この意見等を踏まえ、第50回景観まちづくり審議会において、屋外広告物の景観誘導推進 基本方針（屋外広告物の景観形成方針）の了承を得た。

平成25年度

学識経験者、景観まちづくり審議会区民委員、広告関係団体代表者、商工関係団体代表者、区職員から構成される「屋外広告物に関するガイドライン等検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」を設置し、区全域の屋外広告物の景観誘導について検討を開始した。また、地域特性に応じた景観誘導を行うため、検討委員会の中に、地域部会（歌舞伎町地区及び外濠周辺地区）を設置した。

平成26年7月

第5回の検討委員会において、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインについて検討委員会案を取りまとめられた。

### 3. 景観まちづくり計画一部改定（素案）について（資料2、資料3、参考資料）

#### （1）景観形成方針に新たに屋外広告物に関する事項を追加

新宿区における屋外広告物の景観誘導を推進するため、「屋外広告物に関する景観形成方針」を定める。

#### （2）各区分地区の景観形成基準（建築物の新築等）に屋外広告物に関する事項を追加

建築物の設計段階において、周辺景観や建築物に配慮した屋外広告物の事前計画を促すため、各区分地区の景観形成基準に屋外広告物に関する基準を追加する。

### (3) 区分地区の景観形成方針に屋外広告物に関する事項を追加

#### ① 「歴史あるおもむき外濠地区」

東京都屋外広告物条例の関連制度の規制強化などの活用により、広告の掲出を抑制して、歴史・水とみどりに調和した景観の創出を目指すために景観形成方針を追加する。

#### ② 「エンターテイメントシティ歌舞伎町地区」

エリアマネジメントの取組みと連携した制度（規制緩和）の活用により、広告の利活用したエンターテイメントシティとしての賑わいと活力を高める景観形成を目指すために景観形成方針を追加する。

※景観形成基準…景観法第8条第2項第2号の規定に基づく規制又は措置の基準

※景観形成方針…景観法第8条第3項の規定に基づく良好な景観の形成に関する方針

## 4. 新宿区景観まちづくり条例及び条例施行規則の改正について

### (1) 新宿区景観まちづくり条例の改正内容

屋外広告物を景観事前協議の対象に追加

### (2) 新宿区景観まちづくり条例施行規則の改正内容

屋外広告物の景観事前協議の手続き及び運用に関することを追加

## 5. 新宿区景観形成ガイドラインの拡充について（資料4、資料5）

新宿区景観形成ガイドラインに「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」を追加

## 6. スケジュール

平成26年	8月29日	新宿区景観まちづくり審議会	報告
	10月17日	新宿区都市計画審議会	報告
	11月中旬～	パブリックコメント及び地域説明会の実施	(景観法第9条第1項に基づく公聴会等)
平成27年	1月	新宿区景観まちづくり審議会	諮問 (新宿区景観まちづくり条例第8条第3項及び第9条第2項に基づく諮問)
	2月	新宿区都市計画審議会	諮問 (景観法第9条第2項に基づく諮問)
	3月	新宿区景観まちづくり計画及び新宿区景観形成ガイドラインの改定	新宿区景観まちづくり条例改正
	4月	制度周知	
	6月	運用開始	